

平成26年 2 月 2 1 日提出

熊本市社会教育委員条例の一部改正について

熊本市社会教育委員条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市社会教育委員条例の一部を改正する条例

熊本市社会教育委員条例(昭和28年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(設置)」を付し、同条中「6月10日」を削り、「基き」を「基づき、」に改める。

第2条に見出しとして「(委員)」を付し、同条第1項中「の定数は」を「は、」に改め、「とし、」の次に「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」を加え、同条第3項中「前任者」を「前任者」に改める。

第3条に見出しとして「(委任)」を付し、同条中「この」を「この条例に定めるもののほか、この」に、「ついて」を「関し」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提出理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)の規定による社会教育法(昭和24年法律第207号)の一部改正等に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。